ハンセン病に関する人権啓発パネル展

～ハンセン病について知っていますか？～

ハンセン病は、誤った認識から全国にあるハンセン病療養所への隔離をはじめとした差別が長年にわたって行われてきた反省すべき事実があります。

平成8（1996）年にハンセン病回復者を各療養所に隔離してきた「らい予防法の廃止に関する法律」が、制定、公布され、今年で23年を迎えました。

しかし平成15（2003）年11月に熊本県内の宿泊施設において、ハンセン病療養所の入所者が宿泊を拒否されるという事件が発生し、さらに、この事件の報道をきっかけにハンセン病療養所及び入所者に対して非難、誹謗中傷する手紙等が多数送りつけられるなどの二次被害が発生し、差別が解消されていない現状があります。

このようなハンセン病に関する誤った知識や偏見等により、日常生活で差別が行われることのないよう、平成21（1999）年に「ハンセン病問題の解決促進に関する法律」が施行され、令和元（2019）年7月にはハンセン病患者だけではなく、その家族にも国から謝罪が行われ、差別解消に向けて新たな法律の検討が進んでいます。

この人権啓発パネル展は、ハンセン病を正しく学んでいただき、元ハンセン病患者・回復者等に対する偏見・差別の解消、尊厳の回復を目的に開催します。この機会に、ハンセン病を正しく理解し、人権について、考えてみましょう。

日時 令和2年 **1月20日（月）－24日（金）**

【開催時間】9:00－17:00 ※最終日は15:00まで

場所 **東海学園大学 3号館学生ホール**

ハンセン病とは？

ハンセン病は、らい菌が神経や皮膚を侵す感染症で、現代の日本においては、薬による治療によってほとんど発病することのない病気です。

しかし、ハンセン病に関して誤った認識から療養所への強制隔離をはじめ、さまざま差別を行ってきた反省すべき事実があります。

すでに、差別解消を求めた裁判を通して、元ハンセン病患者には国からの謝罪が行われ、令和1年7月には、元ハンセン病患者家族にたいしても国から謝罪があり、差別解消にむけて動いています。

問合せ先 浄土宗人権センター
TEL：075-744-0360　Eメール：jinken-center@jodo.or.jp

共催：浄土宗
後援：東海学園大学